

幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例  | 改 正 条 例  |
|--|--|
| <p>○幕別町簡易水道事業給水条例<br/>(平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p>(料金の支払義務)</p> <p>第20条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。<br/>2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第21条 料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。</p> <p>第22条～第37条 略</p> <p>附 則<br/>1～6 略</p> | <p>○幕別町簡易水道事業給水条例<br/>(平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p>(料金の支払義務)</p> <p>第20条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。<br/>2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第21条 料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。</p> <p>第22条～第37条 略</p> <p>附 則<br/>1～6 略</p> <p><u>(令和4年9月から令和5年2月までの各月分の料金の特例)</u><br/>7 <u>第21条の規定にかかわらず、令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。</u></p> |

現 行 条 例

別表第1（第21条関係）

| 種別            | 料金<br>単位       | 基本料金 |        | 水量料金   |
|---------------|----------------|------|--------|--|
|               |                | 単位   | 料金     |  |
| 家事用           | 1月当たり          |      | 399円   | 1立方メートル当たり 204円  |
| 団体用           |                |      | 1,837円 | 1立方メートル当たり 204円  |
| 営農・営業用        |                |      | 399円   | 20立方メートルまで<br>1立方メートル当たり 204円<br>21立方メートルから<br>1立方メートル当たり 122円 |
| 営農用<br>(防除用)  | 1立方メートル<br>当たり |      | 122円   |  |
| 臨時給水<br>(一般用) | 1立方メートル<br>当たり |      | 367円   |  |
| 臨時給水<br>(公共用) | 1立方メートル<br>当たり |      | 183円   |  |

別表第2 略

改 正 条 例

別表第1（第21条関係）

| 種別            | 料金<br>単位 | 基本料金 |        | 水量料金   |
|---------------|----------|------|--------|--|
|               |          | 単位   | 料金     |  |
| 家事用           | 1月当たり    |      | 399円   | 1立方メートル当たり 204円  |
| 団体用           |          |      | 1,837円 | 1立方メートル当たり 204円  |
| 営農・営業用        |          |      | 399円   | 20立方メートルまで<br>1立方メートル当たり 204円<br>21立方メートルから<br>1立方メートル当たり 122円 |
| 営農用<br>(防除用)  | ＝        |      | ＝      | 1立方メートル当たり 122円  |
| 臨時給水<br>(一般用) | ＝        |      | ＝      | 1立方メートル当たり 367円  |
| 臨時給水<br>(公共用) | ＝        |      | ＝      | 1立方メートル当たり 183円  |

別表第2 略